（準用）

第六十三条　第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十四条の二、第二十六条から第二十九条まで、第三十一条から第三十一条の三まで、第三十三条、第三十四条、第三十六条、第三十八条から第四十一条まで及び第五十八条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第六十三条において準用する第三十六条第七項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは「第六十三条において準用する第二十九条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第六十三条において準用する第三十一条第三項」と、第二十三条第二項中「第七条から第九条まで及び第十二条の二から第三十一条の三まで」とあるのは「第六十二条並びに第六十三条において準用する第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十四条の二、第二十六条から第二十九条まで、第三十一条の三まで、第三十四条、第三十六条、第三十八条から第四十一条まで及び第五十八条」と読み替えるものとする。

（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十三条　軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第百七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（記録の整備） **第九条**　（略） ２　軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一・二　（略） 三　第十七条第四項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四　第三十一条第二項の規定による苦情の内容等の記録 五　第三十三条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 （職員配置の基準） **第十一条**　（略） ２・３　（略） ４　第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 ５～13　（略） （協力医療機関等） **第二十七条**　（略） ２　軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。 一　入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 二　当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。	（記録の整備） **第九条**　（略） ２　軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一・二　（略） 三　第十七条第三項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四　第三十一条第二項の苦情の内容等の記録 五　第三十三条第二項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての同条第三項の記録 （職員配置の基準） **第十一条**　（略） ２・３　（略） ４　第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 ５～13　（略） （協力医療機関等） **第二十七条**　（略） （新設）